

# 限度額適用認定証などの更新

医療機関などで高額な治療を受ける場合、支払った医療費の一部負担金について、月額で自己負担限度額が設けられています。自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合、超えた額が高額療養費として支給されます。

1カ月間の一部負担金自己負担限度額を超えるおそれがあるときは、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」と被保険者証を併せて医療機関などに事前に提示することで、医療機関などでの医療費の支払いを自己負担限度額までとすることができ、市民税非課税世帯の人については、食事代の負担を軽減することができます。この認定証の有効期限は通常、7月末日までです。

## 国民健康保険の場合

8月以降も医療機関などに入院や通院をし、高額な治療を受ける場合は、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きが必要です。保険課窓口で手続きをしてください。

ただし、70歳以上75歳未満の人で、所得区分が一般もしくは現役並み所得Ⅲ(表1参照)の世帯に該当する場合は、高齢受給者証を提示すれば自己負担限度額までの支払いとなるため、認定証の発行はありません。

また、世帯内の国保加入者で、令和元年中の所得が未申告となっている人(1月1日時点において18歳以下である者および被扶養者を除く)が1人でもいる場合は、所得金額に基づく正確な判定ができなくなりますので、速やかに申告する必要があります。なお、すでに簡易申告書を提出している場合であっても、本市課税課などへの申告が必要となります。詳しくは問い合わせください。

**持**国民健康保険被保険者証、印かん、マイナンバーカード

表1 70歳以上の人の高額療養費自己負担限度額(月額)

		所得区分	外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
市民税課税世帯	現役並み所得	Ⅲ(市民税課税所得合計額(注1)が690万円以上)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%【年4回目以降(注3)は140,100円】	
		Ⅱ(市民税課税所得合計額(注1)が380万円以上)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%【年4回目以降(注3)は93,000円】	
		Ⅰ(市民税課税所得合計額(注1)が145万円以上)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%【年4回目以降(注3)は44,400円】	
	一般(市民税課税所得145万円未満)	18,000円年間上限144,000円	57,600円【年4回目以降(※3)は44,400円】	
市民税非課税世帯	低所得Ⅱ(低所得Ⅰ以外の人)		8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ(年金収入が80万円以下の人など(注2))			15,000円

(注1) 国保の場合:同一世帯の全ての国保被保険者(擬制世帯主を含む)の課税区分で算定します。

後期の場合:同一世帯の全世帯員の課税区分で算定します。

(注2) 所得額が0円となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)、または市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者。

(注3) 過去12カ月間に、同世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の自己負担限度額です。

表2 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

		所得区分(注4)	年3回目まで	年4回目以降(注5)
市民税課税世帯		901万円超(区分ア)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
		600万円超901万円以下(区分イ)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
		210万円超600万円以下(区分ウ)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
		210万円以下(区分エ)	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯(区分オ)			35,400円	24,600円

(注4) 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得申告がない場合は901万円超とみなされます。

(注5) 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の自己負担限度額です。

※高額療養費の計算にあたっては、70歳未満の人の場合、医療費の一部負担金が1つの医療機関などにおいて21,000円となったもののみを合算し、合算額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給対象となります。

※入院時の食事代や差額ベッド代などの保険診療外の費用は含まれません。

ドまたはマイナンバー通知カード、写真入りの本人確認書類、入院日数を確認できる領収書(市民税非課税世帯の人で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合のみ必要)など

## 後期高齢者医療制度の場合

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている人には、7月末日までに新しい認定証を送付します。

認定証の交付を受けていない人で、入院などにより1カ月の一部負担金合計額が自己負担限度額を超える見込みとなる場合は、医療機関などで入院や通院をする前に保険課で申請してください。

ただし、75歳以上の人で所得区分が一般もしくは現役並み所得Ⅲ(表1参照)の世帯に該当する場合は、後期高齢者被保険者証を提示すれば自己負担限度額までの支払いとなるため、認定証の発行はありません。

**持**後期高齢者医療被保険者証、印かん、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、写真入りの本人確認書類、入院日数を確認できる領収書(市民税非課税世帯の人で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合のみ必要)など

**注**8月1日(土)より、自己負担額を決定する所得が、平成30年中の所得金額から令和元年中の所得金額に変わります(表1・2参照)。このため、所得金額の変動などにより自己負担限度額が変わる場合があります。

高額療養費の自己負担限度額は、年齢70歳未満の人と70歳以上の人で、所得区分や基準となる所得金額の考え方が異なります(表1・2参照)。

# 保険課からのお知らせ

保険料の金額や計算方法

制度全般について

**問** 保険課 **TEL** 06-6992-1545

**問** 大阪府後期高齢者医療広域連合 **TEL** 06-4790-2028

# 令和2年度後期高齢者医療保険料が決定しました

令和2年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書を7月中旬ごろに被保険者に郵送します。今年度の保険料率および保険料の計算方法は、下図のとおりです。

保険料の納入方法は、年金から保険料を天引きする特別徴収と、納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。

年度途中で被保険者になった人は、資格を取得した月から月割で保険料を納めます。

## 年金からの天引き(特別徴収)

すでに保険料の仮算定を行い、4月より年金からの天引きを開始している人は、今回決定した年間保険料から、仮算定によって徴収(4月・6月・8月に天引き)される額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に天引きします。

**注**年金額が年額18万円未満の人や、年金額が年額18万円以上でも、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人などは、普通徴収になります。

## 普通徴収

納付書や口座振替などで、7月～翌年3月までの9回納期で納めます。

▽自主納付 コンビニや金融機関の窓口での納付  
▽口座振替による納付 金融機関(ゆうちょ銀行を含む守口市委託契約先金融機関)の口座からの引き落とし  
▽Pay B(ペイビー) 納付書に印字されているバーコードを専用アプリで読み取ることで、納付者が指定した金融機関口座から即時に納付ができるスマホ決済サービスです。手数料は無料です。詳しくはPay B(ペイビー)のホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度の保険料 令和2・3年度		
保険料(年額) (限度額64万円)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 54,111円
	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額 ×所得割率 10.52%

# 後期高齢者医療保険料の軽減判定基準の変更

令和2年度の後期高齢者医療保険料を軽減する所得判定基準は下表のとおりとなります。

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人については、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、所得割額を課さず、均等割額の5割が軽減されます。この軽減の手続きをされていない場合は、保険課で届出をしてください

## 後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置について

所得金額の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	7.75割	12,174円(注2)
うち、当該世帯の被保険者全員の各所得金額が0円であるとき(公的年金等控除額は80万円として計算する)	7割	16,233円(注1)
同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数】を超えないとき	5割	27,055円
同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数】を超えないとき	2割	43,288円

(注1) 年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となる場合があります。

(注2) 令和2年度は7.75割軽減、令和3年度は7割軽減となります。

※軽減の判定は、4月1日の世帯状況で行います(4月2日以降に加入した人は加入した日)。

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。

※軽減判定するときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人は、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得金額が軽減判定の対象となります。